

青梅市企業誘致条例の要件緩和の方向性について（案）

青梅市企業誘致条例	
要件緩和の方向性（案）	現行の条例
この列に記載の案をたたき台として、 ご意見・ご協議をいただきたいと存じます。 資料 3：周辺自治体の企業誘致施策の状況 もご参照ください。 奨励地域 案 1：変更なし 案 2：第一種住居地域（3,000 ㎡までの店舗等、事務所等、ホテル・旅館が建てられる）および第二種住居地域（3,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下の店舗等、3,000 ㎡を超える事務所等、ホテル・旅館が建てられる）を加える	（目的） 第 1 条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）への企業等の誘致を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興および雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展および市民生活の向上に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 奨励地域 次のいずれかに該当する地域をいう。 ア 市の区域内（以下「市内」という。）における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域 イ その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める地域 （2） 企業等 営利を目的とした事業を営む法人または個人をいう。 （3） 事業所 企業等がその事業の用に供するために必要な施設をいう。 （4） 新設 市内に事業所を有しない企業等が奨励地域内に新たに事業所を設置することまたは市内に事業所を有する企業等が事業拡大のため、次号の増設に該当する場合を除き、奨励地域内に事業所を新たに設置し、もしくは事業所の全部を移転することをいう。 （5） 増設 奨励地域内に事業所を有する企業等が事業拡大のため、当該事業所の敷地内または当該敷地に隣接する土地に事業所を拡張することをいう。 （6） 事業用地 事業所の敷地または事業所の開設を目的として整備された土地をいう。 （7） 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社および個人をいう。 （8） 常用雇用者 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定

主な業種

案1：日本標準産業分類における全ての業種を対象とする。

ただし、立地する事業所が、次の①～③に掲げるものでないこと。

①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に定める営業の用に供する施設。

②大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業のうち小分類 795 火葬・墓地管理業、小分類 806 遊戯場、小分類 809 その他の娯楽業。

③大分類 R サービス業（他に分類されないもの）

案2：宿泊業（大分類 M 宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類 75—宿泊業）を対象業種に加える。

ただし、上記の①に掲げるものでないこと。

（沿線まるとして株式会社が行う沿線まるとしてホテルなどの出店を想定。）

案3：変更なし

※業種の要件に関する周辺自治体の動き

工業系の業種以外の誘致にも乗り出している

→商業系業種の追加（八王子市、多摩市）

→物流施設の追加（八王子市、多摩市）

→宿泊施設の追加（多摩市）

→植物工場の追加（武蔵村山市）

→アニメ関連、観光業の追加（三鷹市）

→撤廃（稲城市）

事業の規模（面積）

※「500㎡以上」としている事業用地面積の要件を緩和

（案：拡張の場合は「250㎡以上」とするなど。）

する被保険者をいう。

（9） 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋および償却資産を事業の用に供するために取得するときの取得合計額をいう。

（10） 固定資産税 地方税法第341条に規定する土地、家屋および償却資産に課税される税をいう。

（11） 都市計画税 地方税法第702条に規定する税をいう。

（奨励企業の要件）

第3条 この条例による奨励措置を受けることができる企業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 奨励地域内に立地（事業所を新設し、もしくは増設し、または新たに賃借して事業を行うことをいう。以下同じ。）する企業等で、当該立地にかかる事業所（以下「指定事業所」という。）において、次のいずれかに該当する業種のうち規則で定めるものを「主な業種」としていること。

※（ ）内は規則で定める日本標準産業分類の分類を記載しています。

ア 建設業（大分類D—建設業に分類される事業）

イ 製造業（大分類E—製造業に分類される事業）

ウ 電気・ガス・熱供給業（大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち中分類33—電気業、中分類34—ガス業、中分類35—熱供給業に分類される事業）

エ 情報通信業（大分類G—情報通信業に分類される事業）

オ 運輸業、郵便業（大分類H—運輸業、郵便業に分類される事業）

カ 金融業（大分類J—金融業、保険業のうち中分類62—銀行業および中分類63—協同組織金融業に分類される事業）

キ 物品賃貸業（大分類K—不動産業、物品賃貸業のうち中分類70—物品賃貸業に分類される事業）

ク 学術研究、専門・技術サービス業（大分類L—学術研究、専門・技術サービス業に分類される事業）

ケ 教育、学習支援業（大分類O—教育、学習支援業に分類される事業）

（2） 指定事業所について、「事業の規模」が次のいずれかに該当すること。

ア 新設または隣接する土地に事業所を拡張する場合は、取得または新たに賃借した事業用地の面積が500平方メートル以上であること。

※「500 ㎡以上」としている事業所床面積の要件を緩和
(案：拡張の場合は「300 ㎡以上」とするなど。)

事業の規模（投下固定資産額）

※大企業にあつては「2 億円以上」としている要件を緩和
(案：「1 億円以上」とするなど。)

※中小企業にあつては「6 千万円以上」としている要件を緩和
(案：「2 千万円以上」とするなど。)

事業の規模（雇用者数）

案 1：要件を撤廃する。

案 2：要件を撤廃した上で、雇用者数に応じた奨励金を交付するなど。

案 3：人数の要件は変えずに「常用雇用者」ではなくパートタイム労働者の雇用も視野に入れ「雇用者」とするなど。)

※大企業と中小企業で要件を分けるか否かも含めてご議論いただきたい。

奨励措置の対象期間

※期間の延長が必要か否かも含めてご議論いただきたい。

イ 敷地内に事業所を拡張する場合は、取得または新たに賃借した事業所の床面積が500平方メートル以上であること。

ウ 投下固定資産額が2 億円以上（中小企業にあつては、6,000万円以上）であること。

エ その他市長が特に必要と認める要件を備えていること。

(3) 指定事業所の操業開始日が、当該立地にかかる事業用地もしくは事業所を取得し、または事業用地もしくは事業所を賃借した日から5年以内であること。

(4) 奨励地域内への立地後に、当該企業等の市内における常用雇用者が、市内に住所を有する者1人以上を含む5人以上新たに増加すること。ただし、中小企業にあつては、常用雇用者であつて市内に住所を有する者が、1人以上増加すること。

(5) 指定事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講じていること。

(6) 指定事業所について、適用を受ける法令等に適合していること。

(7) 指定事業所の事業内容が立地場所にふさわしいものであり、産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。

(8) 国税、都道府県税、市町村税および特別区税を滞納していないこと。
(指定企業の指定等)

第4条 省略

(奨励措置)

第5条 市長は、前条第2項の規定による指定を受けた企業等（以下「指定企業」という。）に対し、奨励措置として、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。

2 奨励金の額は、指定企業が当該指定にかかる立地のために取得した土地、家屋および償却資産について指定企業に賦課された固定資産税および都市計画税に相当する額の範囲内とする。

3 奨励措置の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、指定事業所の操業開始日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年以内とする。

4 奨励金の交付時期は、交付対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度とし、各年度ごとに交付するものとする。
(交付申請等)

その他の緩和策（案）

案：立地する際に建設した建物がZEB（Net Zero Energy Building）の要件を満たしている場合、ZEBの段階に応じた奨励金を交付。

案：市内に事業所を有しない企業等が市内に新たに事業所を設置するにあたり、本店所在地を市内に移した場合、奨励金を交付。

案：現在市内に立地している企業が移転・撤退する際に、跡地を事業用地として（市内事業者に）売却する場合、奨励金を交付。

※その他、何か良いアイデアがあれば、ご意見・ご協議をいただきたい。

第6条 省略
（変更の届出等）

第7条 省略
（指定企業の取消し等）

第8条 省略
（地位の承継）

第9条 合併、譲渡その他の理由により指定企業の地位を承継する者は、当該指定企業の事業を継続する場合に限り、奨励措置を引き継ぐことができる。

2 省略
（報告等）

第10条 省略
（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則
以下、省略